

認可外保育施設等を利用する方へ

無償化給付を受けるための 3つのステップ！



無償化の
認定を
受けられる
要件

- ①認可保育所等に在園していない
- ②横浜市の「保育の必要性の認定基準」を満たす
- ③・3歳児クラス～5歳児クラスの子ども、又は、
・0歳児クラス～2歳児クラスの市民税非課税世帯等の子ども

※企業主導型保育事業の場合は、本チラシの対象外です。
別途、認定申請案内を確認してください。



※詳細は、認定申請案内を確認してください。

●認可外保育施設等とは

- | | |
|-------------------------|----------------------------|
| ①届出済認可外保育施設（ベビーシッターを含む） | ④乳幼児一時預かり事業 |
| ②一時保育 | ⑤横浜子育てサポートシステム（送迎のみの利用は除く） |
| ③病児保育事業 | ⑥横浜保育室 |

STEP 1 認定

保育の必要性の
認定を受ける

STEP 2 利用

無償化対象の
施設等を利用する

STEP 3 請求

無償化給付費の
請求をする

①無償化給付を受けるために、**施設等の利用開始前**に、認定を受けてください。

・認定期間外は、無償化給付を受けられません。

・認定を開始する日は、**申請受理日より前に遡ることはできません。**

※横浜市に転入してきた方は、**横浜市**から認定を受けてください。

②手続きは、**利用開始の1か月前**を目安に行ってください。

認定に必要な書類は、「横浜市給付認定申請案内」を確認してください



こちらの二次元バーコードより認定についてご確認いただけます→

無償化給付を受けることができる市町村から
無償化対象施設であることを**確認を受けた施設等**を利用した場合です。

利用料は、一旦施設等に支払います。

横浜市に請求の手続きを行うと、無償化給付を受けられます。

請求方法については、横浜市ウェブサイトを確認してください



【お問合せ】無償化専用ダイヤル ☎ 045-840-6064
開設日時：午前8時～午後8時、12月29日～1月3日を除く毎日